

## 新型コロナウイルス感染症に感染した 被保険者等に係る傷病手当金について

令和2年7月12日の通常組合会において規約が改正され、傷病手当金が支給されることとなりました。

また、9月12日の理事会で適用期間が12月31日まで延長されました。

### 1 対象者

- (1) 国民健康保険組合に加入している被用者（給与の支払いを受けている方）であること
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために就労することができなくなった方
- (3) 給与の支払いを受けられなかったか、一部減額されて支払いのあった方
- (4) (2)の理由により3日間連続して仕事を休み、4日目以降が令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に属すること

### 2 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目以降）からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数

### 3 支給額

傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続する3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額

### 4 支給期間

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間の療養のために労務に服することができない期間。ただし、傷病手当金の支給開始日から1年6か月を限度とします。

### 5 手続きに必要なもの

傷病手当金支給申請書（以下の4種類すべて）及び関係書類を添付して申請してください。

関係書類：出勤簿の写し、勤務予定表の写し、賃金台帳の写し、労働条件通知書等

#### 申請書類

- ・ 傷病手当金支給申請書
- ・ 傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）
- ・ 傷病手当金支給申請書（事業主記入用）
- ・ 傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）

### 6 傷病手当金に関するQ & A

こちらの[国のHP（厚生労働省事務連絡）](#)を御覧ください。